

内閣人第一〇七号

起案

令和二年九月一〇日

裁可 上奏 決定 令和二年九月二二日

令和 令和 年 月 日

年 月 日

施行 令和 年 月 日

令和 年 月 日

年 月 日

月 日

日

内閣總理大臣

五

内閣官房長官

五

内閣官房副長官

五

内閣總務官

五

五

裁判官 人 事

裁判官の人事について、別紙のとおり決定することといたしたい。

なお、本件に係る署名については、「閣議運営の効率化について（平成十一年十月五日閣議決定）」により、内閣總理大臣限りとされている。

内閣

(最高検察庁検事)

検  
事

館内比佐志

判事兼簡易裁判所判事に任命する

(九月十五日)

高部祐未

(京都地方裁判所判事補兼  
京都簡易裁判所判事補)

簡判易裁判所判事兼

松波卓也

(名古屋地方裁判所判事補兼  
名古屋家庭裁判所判事補)

同

木村太郎

(大分家庭裁判所判事補兼  
大分地方裁判所判事補)

同

増子由一

判事兼簡易裁判所判事に任命する(各通)

(以上九月二十日)

判事兼簡易裁判所判事に任命する

(十月一日)

真田尚美

判事補兼簡易裁判所判事に任命する

（福岡高等裁判所判事）  
判

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

事

倉 方 ユ リ

（九月二十九日）

平 山 俊 輔

（九月二十日）

最高裁人任第1412号

令和2年9月9日

内閣總理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(最高検察庁検事)

検事

たてうちひさし  
館内比佐志

(発令希望日 令和2年9月15日)

## 判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年9月15日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京高判事兼東京簡裁判事	最高検検事	館内比佐志	昭35.11.4	裁判所法第42条第1項 (同条第2項, 職権特例法第3条の3による場合を含む), 裁判所法第44条第1項(職権特例法第3条の3による場合を含む)

## 兼 官 理 由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

裁判所									
1丁		年号		出生地		現住所		本籍	
氏名	年月日	旧氏名	年月日	項	序	名	館	たてうち	
六〇	一一〇	六〇	一一〇	司法試験第二次試験合格	事	事	昭和三十五年十一月四日	比佐志	
三	平成二年三月四日	六三	平成二年三月四日	司法修習生を命ずる	最高裁判所	最高裁判所	昭和三十五年十一月四日	比佐志	
四	平成二年七月四日	一二	平成二年七月四日	司法修習生の修習終了	内閣	内閣	昭和三十五年十一月四日	比佐志	
一二	平成二年二月四日	一一	平成二年二月四日	判事補に任命する	内閣	内閣	昭和三十五年十一月四日	比佐志	
簡易裁判所判事に兼ねて宮崎家庭裁判所判事補に補する	東京地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	最高裁判所	司法試験管理委員会	内閣	内閣	昭和三十五年十一月四日	比佐志	
内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	内閣	昭和三十五年十一月四日	比佐志	







5丁		裁判所		平成一八		平成一八		月		日		事項		内閣法制局		内閣法制局		内閣内比佐志	
平成二二	二〇	一一	一九	一一	一九	一二	一九	一一	一九	一三	一二	二〇	二〇	平成十九年司法試験（新司法試験）	平成十九年司法試験（新司法試験）	内閣法制局	内閣内比佐志		
平成一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一一	一〇	一〇	一〇	一一	一二	一〇	一〇	併任の期間は平成十九年十月三十一日までとする	併任の期間は平成十九年十月三十一日までとする	内閣法制局	内閣内比佐志		
平成一六	一六	一六	一六	一六	一六	一七	一六	一六	一六	一七	一九	一九	一九	法務審議会幹事に併任する	法務審議会幹事に併任する	法務省	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	第二部に併任する	第二部に併任する	内閣法制局	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	法務審議会幹事の併任を解除する	法務審議会幹事の併任を解除する	法務省	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	第二部の併任を解除する	第二部の併任を解除する	内閣法制局	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	平成二十年司法試験（新司法試験）	平成二十年司法試験（新司法試験）	内閣法制局	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	併任の期間は平成二十年十月三十一日までとする	併任の期間は平成二十年十月三十一日までとする	法務省	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	平成二十一年司法試験（新司法試験）	平成二十一年司法試験（新司法試験）	内閣法制局	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	併任の期間は平成二十一年十月三十一日までとする	併任の期間は平成二十一年十月三十一日までとする	法務省	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	任する	任する	内閣法制局	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	任する	任する	法務省	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	併任の期間は平成二十二年十月三十一日までとする	併任の期間は平成二十二年十月三十一日までとする	内閣法制局	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	平成二十二年司法試験（新司法試験）	平成二十二年司法試験（新司法試験）	内閣法制局	内閣内比佐志		
平成二十二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	併任の期間は平成二十二年十月三十一日までとする	併任の期間は平成二十二年十月三十一日までとする	法務省	内閣内比佐志		

裁判所										年号	月	日	事項	館内比佐志
6丁	内閣法制局	内閣	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省	法務省					
	平成二十三年司法試験（新司法試験）考査委員に併任する	併任の期間は平成二十二年十月三十一日までとする	併任の期間は平成二十三年十月三十一日までとする	平成二十三年司法試験（司法試験予備試験）考査委員に併任する	併任の期間は平成二十三年十月三十一日までとする	内閣法制局参事官（第一部）の併任を解除する	内閣法制局参事官（第一部）の併任を解除する	内閣法制局	内閣	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省
任期は平成二十三年十一月三十日までとする	平成二十三年司法試験予備試験考査委員に任命する	任期は平成二十三年十月三十一日までとする	平成二十三年司法試験考査委員に任命する	東京高等裁判所判事に補する	判事に任命する	内閣法制局参事官（第一部）の併任を解除する	内閣法制局参事官（第一部）の併任を解除する	内閣	内閣	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省
法務省						平成二十三年司法試験（新司法試験）考査委員に併任する	併任の期間は平成二十二年十月三十一日までとする	内閣法制局	内閣	最高裁判所	法務省	法務省	法務省	法務省



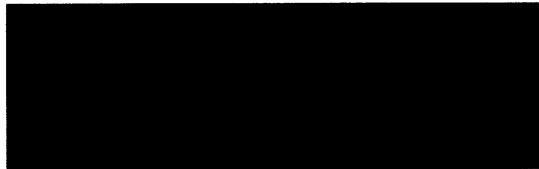
転官承諾書



法務大臣殿

最高検察庁検事

検事



最高裁人任第1378号

令和2年9月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おって、同人は、本官たる判事補としての任期が令和2年9月19日限り終了し、同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となるものである。

たかべゆみ  
高部祐未

(発令希望日 令和2年9月20日)

## 判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年9月20日)

補職さるべき庁	前 職	氏 名	生年月日	根拠法規
盛岡地家判事兼 盛岡簡裁判事	盛岡地家判事補 兼盛岡簡裁判事	高 部 祐 未	昭60.8.9	裁判所法第42条第1項 (同条第2項, 職権特例 法第3条の3による場合 を含む), 裁判所法第4 4条第1項(職権特例法 第3条の3による場合を 含む)

## 兼官理由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

最高裁人任第1379号

令和2年9月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を別紙のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

(発令希望日 令和2年9月20日)

(別紙)

(京都地方裁判所判事補兼)  
(京都家庭裁判所判事補)  
(京都簡易裁判所判事)

判事補兼  
簡易裁判所判事

まつ なみ たく ゃ  
松 波 隼 也

(名古屋地方裁判所判事補兼)  
(名古屋家庭裁判所判事補)  
(豊橋簡易裁判所判事)

同

き むら た ろう  
木 村 太 郎

(大分家庭裁判所判事補兼)  
(大分地方裁判所判事補)  
(中津簡易裁判所判事)

同

ます こ ゆう いち  
増 子 由 一

## 判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年9月20日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
京都地家判事兼 京都簡裁判事	京都地家判事補 兼京都簡裁判事	松波卓也	昭61.11.6	裁判所法第42条第1項 (同条第2項, 職権特例 法第3条の3による場合 を含む), 裁判所法第4 4条第1項(職権特例法 第3条の3による場合を 含む)
名古屋地家豊橋 支判事兼豊橋簡 裁判事	名古屋地家豊橋 支判事補兼豊橋 簡裁判事	木村太郎	昭59.8.18	"
大分家地中津支 判事兼中津簡裁 判事	大分家地中津支 判事補兼中津簡 裁判事	増子由一	昭61.3.24	"

## 兼官理由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

最高裁人任第1376号

令和2年9月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



判事兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

さな だ なお み  
眞 田 尚 美

(発令希望日 令和2年10月1日)

## 判事兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年10月1日)

補職さるべき庁	現 職	氏 名	生年月日	根拠法規
名古屋高判事兼 名古屋簡裁判事		真 田 尚 美	昭43.5.3	裁判所法第42条第1項 (同条第2項, 職権特例 法第3条の3による場合 を含む), 裁判所法第4 4条第1項 (職権特例法 第3条の3による場合を 含む)

## 兼官理由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

1丁

裁判所			
年号	出生地	現住所	本籍
月	日	事	
項	序	名	
旧氏名	出生の年月日	昭和四十三年五月三日	氏名
			さな
			真
			田だ
			尚なお
			美み

ノ五

一〇

二九 司法試験第二次試験合格

司法試験管理委員会

ノ八

四四

一司法修習生を命ずる

司法修習生の修習終了

最高裁判所

弁護士名簿登録（大阪弁護士会）

2丁

## 裁判所

年号

月

日

項

庁

真田尚美

名

平成一八

一〇

民事調停官に任命する  
大阪簡易裁判所勤務を命ずる

三〇

民事調停法第二十三条の二第三項の規定により民事

令和二

九

弁護士名簿登録取消（予定）  
調停官任期終了

最高裁判所

最高裁人任第1377号

令和2年9月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



判事補兼簡易裁判所判事に任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

倉方ユリ  
くら かた ユリ

(発令希望日 令和2年9月29日)

## 判事補兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年9月29日)

判事補兼簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年9月29日)

補職さるべき庁	現職	氏名	生年月日	根拠法規
東京地判事補兼 東京簡裁判事		倉方ユリ	昭60.7.12	裁判所法第43条、同法 第44条第1項（職権特 例法第3条の3による場 合を含む）

## 兼官理由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。

1丁

〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二四	二三	一一	九	
〃	一	一二	一一	九	
〃	一六	一四	二七	司法試験合格	
神戸地方裁判所判事補に補する	判事補に任命する	司法修習生の修習終了			
最高裁判所	内閣	〃	最高裁判所	司法試験委員会	

裁 判 所		年 号	出生地	現住所	本 籍
月	日				
事					
項					
序					
名					
氏名	出生年月日	昭和六十年七月十二日	倉方ユウリ	くらかたユウリ	

2丁		裁判所		年号		月		日		事項		府名	
年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
令和二年四月一日	内閣	平成二十六年四月一日	内閣	平成二七年一月一六日	内閣	平成二七年一月一六日	内閣	神戸簡易裁判所判事に兼ねて任命する	神戸簡易裁判所判事に兼ねて任命する	兼ねて神戸家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	倉方ユリ	最高裁判所
令和二年三月三一日	内閣	平成二九年一月一六日	内閣	平成二九年一月一六日	内閣	平成二九年一月一六日	内閣	千葉地方裁判所木更津支部勤務を命ずる	千葉地方裁判所木更津支部勤務を命ずる	兼ねて千葉家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	倉方ユリ	最高裁判所
職員に採用する	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	木更津簡易裁判所判事に補する	木更津簡易裁判所判事に補する	兼ねて木更津簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	倉方ユリ	最高裁判所
願に依り本官並びに兼官を免ずる	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	より判事の職務を行う者に指名する	より判事の職務を行う者に指名する	兼ねてより判事の職務を行う者に指名する	最高裁判所	倉方ユリ	最高裁判所
さいたま簡易裁判所判事に補する	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	さいたま地方裁判所判事補に補する	さいたま地方裁判所判事補に補する	兼ねてさいたま家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	倉方ユリ	最高裁判所
さいたま家庭裁判所判事に補する	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	平成二九年三月三一日	内閣	木更津簡易裁判所判事に補する	木更津簡易裁判所判事に補する	木更津簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	倉方ユリ	最高裁判所



最高裁人任第1375号

令和2年9月9日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

最高裁判所長官 大谷直人



簡易裁判所判事に兼ねて任命されるべき者を次のとおり指名する。

なお、本件は裁判官会議の議を経たものである。

おって、同人は、兼官たる簡易裁判所判事としての任期が令和2年9月19日限り終了するものである。

(福岡高等裁判所判事)

判事 平山俊輔

(発令希望日 令和2年9月20日)

## 簡易裁判所判事任命資格調

(令和2年9月20日)

補職さるべき序	現職及び前職	氏名	生年月日	根拠法規
(再任) 福岡高那霸支判事兼那霸簡裁判事	福岡高那霸支判事兼那霸簡裁判事	平山俊輔	昭57.08.23	略

## 兼官理由

簡易裁判所の令状事件等の処理を機動的に行うために、簡易裁判所判事を兼官させて裁判事務を適正に処理させたい。